

## 資治通鑑 第206卷

【唐紀二十二】 起強圉作噩，盡上章困敦六月，凡三年有奇。

■唐、突厥、吐蕃、統国訳漢文大成 經子史部 第12卷 043p

### 則天順聖皇后中之下神功元年（丁酉，697年）

（時に契丹破滅し、九鼎就成するを以て、九月を以て大に享し、改元して神功と為す、この年から日本書紀では儀鳳曆を単独で用いる）

■正月（元嘉曆前年十一月）、己亥（35-35+1=1日）朔、太后は通天宮に享す。

突厥■「許欽明は城中を諭せず」突厥の默啜は靈州を寇し、許欽明を以て自らに隨わせる。欽明は城下に至りて大呼し、美醬（良將の隱語）、梁米（精兵の隱語）及び墨を求め、意は城中の良將を選び、精兵を引き、夜虜の營を襲わんと欲し、而るに城中は其の意を諭る者無し。

#### 【劉思禮の謀反鎮圧】

■「劉思禮の反乱計画」箕州刺史の劉思禮は相人（人相見）を術士の張憬藏に學び、憬藏は思禮に謂う、「當に箕州を歴、位は太師に至るべし。」

思禮は念うに太師は人臣の極貴なりと、佐命に非ざれば以て之に致す無し、乃ち洛州録事參軍（唐では正七品）の慕容耀（慕容は虜の姓）と反を謀り、陰に朝士に結び、相術に托し、人に富貴を許し、其の意の悦ぶを俟ち、因りて説いて以わく、

「慕容耀に天命有り、公は必ず之に因りて以て富貴を得ん。」（12-044p）

鳳閣舍人の王劇は天官侍郎事を兼ね、思禮を用いて箕州刺史と為す。

■「武懿宗は謀反を鎮圧」明堂（高宗の總章元年に西京の萬年県を分けて明堂県と為す）の尉の河南の吉頊は其の謀を聞き、以て合宮（永昌元年に東都の河南県を改めて合宮県と為す）の尉の來俊臣に告げ、變を上りて之を告げ使む。太后は河内王の武懿宗をして之を推さ使む。懿宗は思禮をして廣く朝士を引か令め、其の死を免かれんことを許す、凡そ小しく意に忤う者は皆な之を引く。是に於いて思禮は鳳閣侍郎同平章事の李元素、夏官侍郎同平章事の孫元亨、知天官侍郎事の石抱忠、劉奇、給事中の周譚及び王勃の兄の涇州刺史の勉、弟の監察御史の助等を引き、凡そ三十六家、皆な海内の名士なり、楚毒を窮め以て其の獄を成す。壬戌（58-35+1=24日）、皆な之を族誅し、親舊の連坐流竄する者は千餘人あり。

■「最後に思禮を執る」初め、懿宗は思禮を寛め外に於いて、諸人を誣引せ使む。諸人は既に誅せられ、然る後に思禮を収める、思禮は之を悔いる。懿宗は天授より以來、太后は數々之をして獄を鞠せ使む、喜びて人を誣陷す、時の人は以て周、來之亞と為す。

■「來俊臣と吉頊は復た用いられる」來俊臣は其の功を擅にせんと欲し、復た吉頊を羅告す。頊は變を上り、召見するを得、僅に免かる。俊臣は是に由りて復た用いられ、而るに頊も亦た此を以て進むを得る。俊臣の黨人は、

「司刑府史（唐の制に大理寺に府二十八人、史五十六人有り）の樊基は反を謀る」

と羅告し、之を誅す。基の子の冤を朝堂に訟え、敢えて理する者無し、乃ち刀を援りて自ら其の腹を剖つ。

秋官侍郎の上邽（漢には隴西郡に属す。古の邽戎の地なり。後漢は漢陽郡に属す。北魏より隋に至るまで、天水郡に属す。唐は秦州に属す。甘肅省渭川道天水県の西南に在り、現・天水市秦州区、清水県）の劉如璿は之を見、竊に歎じ而して泣く。俊臣は奏す、

「如璿は惡逆に黨す」

と、獄に下し、處するに絞刑を以てす。制して絞州に流す。

■ **[張易之の寵愛]** 尚乘奉御の張易之は、行成（張行成は太宗に事える）之族孫也、年少く、姿容は美しく、音律を善くす。太平公主は易之の弟の昌宗を薦め入りて禁中に侍し、昌宗も復た易之を薦し、兄弟は皆な太后の幸を得る、常に朱粉を傅え、錦繡を衣る。昌宗は散騎常侍に累遷し、易之は司衛少卿（龍朔に衛尉を改めて司衛と為す。光宅は之に因る）と為る。其の母の韋氏、臧氏を拜して太夫人と為し、賞賜は勝げて紀す可からず、仍ほ鳳閣侍郎の李迥秀に敕して臧氏の私夫と為す。迥秀は、大亮（李大亮は高祖・太宗に歴事す）之族孫也。武承嗣、三思、懿宗、宗楚客、晉卿は皆な易之の門庭に侯し、争いて鞭轡を執り、易之を謂って五郎と為し、昌宗を六郎と為す。

■ **突厥** 癸亥（59-35+1=25日）、突厥の默啜は勝州を寇し、平狄軍（代州の北に大武軍有り。調露元年に改めて神武軍と曰う。天授二年に改めて平狄軍と曰う）副使の安道買は撃ちて之を破る。

■ 甲子（60-35+1=26日）、原州司馬の婁師徳を以て守鳳閣侍郎、同平章事とす。

### 【契丹の幽州侵攻】

■ **契丹** **[王孝傑は契丹と戦い戦死]** 春、三月、戊申（44-33+1=12日）、清邊道總管の王孝傑、蘇宏暉等は兵十七萬を將いて孫萬榮と東硤石谷に戦い、唐兵は大いに敗れ、孝傑は之に死す。

■ **契丹** **[蘇宏暉は死を免る]** 孝傑は契丹に遇い、精兵を帥いて前鋒と為り、力戦す。契丹は引いて退き、孝傑は之を追い、行きて懸崖を背とし、契丹は兵を回して之に薄り、宏暉は先ず遁げ、孝傑は崖に墜ちて死し、將士は死亡して殆んど盡く。管記の洛陽の張説は馳せて其の事を奏す。太后は孝傑に官爵を贈り、遣使して宏暉を斬りて以て洵えしむ。使者は未だ至らず、宏暉は功を立てるを以て（12-044p）免かるるを得る。

■ **契丹** **[漁陽の武攸宜は勝てず]** 武攸宜は漁陽（秦の右北平郡の治所。隋は漁陽県と為し、幽州に属す。京兆薊県、現・北京直轄市密雲区）に軍し、孝傑等の敗没するを聞き、軍中は震え恐れ、敢えて進まず。契丹は勝ちに乗りて幽州を寇し、攻めて城邑を陥し、吏民を剽掠し、攸宜は將を遣わして之を撃たしめ、克たず。

■ **突厥** **[突厥への使者]** 閻知微、田歸道は同じく突厥に使いし、默啜を冊して可汗と為す。知微は中道にして默啜の使者に遇い、輒ち之に緋袍、銀帶を與え、且つ上言す、

「虜使は都に至る、宜しく大いに供張を為すべし。」

歸道は上言す、

「突厥は背誕（背き偽る）すること積年、方に今過ちを悔いる、宜しく聖恩の寬宥を待たん。今知微は擅に之に袍帶を與え、朝廷をして以て復た加える無から使む。宜しく初服（突厥の最初の服する衣）に反りて以て朝恩を俟た令むべし。又た、小虜の使臣は、大いに供張を為すに足らず。」

太后は之を然りとす。知微は默啜を見、舞蹈して、其の靴鼻を吮う。歸道は長揖して拜さず。默啜は歸道を囚え、將に之を殺さんとし、歸道は辭色撓まず、其の厭く無きを責め、為に禍福を陳べる。阿波達干の元珍（突厥の官は二十八等、設より達干までその官を世々にす。阿史徳元珍）は曰く、

「大國の使者は、殺す可からざる也。」

默啜の怒りは稍解け、但だ拘留して遣らず。

■**突厥** **[突厥に諸物資を与える]** 初め、鹹亨中に、突厥の降る者有れば、皆な之を豊、勝、靈、夏、朔、代の六州に處き、是に至り、**默啜**は六州の降戸及び單于都護府之地、並びに谷種、繒帛、農器、鐵を求め、**太后**は許さず。**默啜**は怒り、言辭は悖慢なり。**姚璿**、**楊再思**は契丹が未だ平らざるを以て、**默啜**の求める所に依りて之を給するを請う。麟台少監(秘書少監)、知鳳閣侍郎の**贊皇**(隋の置く県、趙州に属す。贊皇山により命名。直隸省保定道贊皇県、現・石家荘市贊皇県)の**李嶠**は曰く、

「戎狄は貪り而して信無く、此れ所謂『寇に兵を借し盜に糧を資す』(秦の李斯の言)也、兵を治し以て之に備えるに如かず。」

**璿**、**再思**は固く之を與えるを請い、乃ち悉く六州の降戸數千帳を驅りて以て**默啜**に與え、並びに谷種四萬斛、雜彩五萬段、農器三千事、鐵數萬斤を給し、並せて其の昏を許す。**默啜**は是に由りて益々強し。

■ **[突厥との和親論争]** **田歸道**は始めて還るを得、**閻知微**と**太后**の前に爭論す。**歸道**は以為く、

「**默啜**は必ず約に負かん、和親を恃む可からず、宜しく之が為に備えるべし。」

**知微**は以為く、

「和親は必ず保つ可し。」

■ **[九鼎を鑄る]** **夏**、四月、九鼎を鑄て成り、徙して通天宮に置く。豫州の鼎は高さ丈八尺、千八百石を受ける(豫州の鼎の高さの大なるは都機を神にする也)。餘州は高さ丈四尺、千二百石を受ける。各々山川の物産を其の上に圖す、共に銅五十六萬七百餘斤を用いる。**太后**は黄金千兩を以て之に塗らんと欲し、**姚璿**は曰く、

「九鼎は神器なり、天質の自然なるを貴ぶ。且つ臣は其の五采を觀るに煥炳相い雜わる、金色を待ちて以て炫耀と為さず。」

**太后**は之に従う。玄武門より曳き入れ、宰相、諸王をして南北の牙の宿衛兵十餘萬人並びに仗内大牛、白象を帥い共に之を曳か令む。

■ **[王及善を留めて内史とす]** 前益州長史の**王及善**は已に致仕し、會々契丹は亂を作り、山東は安ぜず、起して滑州刺史と為る。(12-046p) **太后**は召見し、問うに朝廷の得失を以てし、**及善**は治亂之要十餘條を陳べる。**太后**は曰く、

「外州は末事なり、此れは根本為り、卿は出す可からず。」

癸酉(9-3+1=7日)、留めて内史と為す。

■ **契丹** **[武懿宗の契丹攻撃]** 癸未(19-3+1=17日)、右金吾衛大將軍の**武懿宗**を以て神兵道行軍大總管と為し、右豹韜衛將軍の**何迦密**と兵を將いて契丹を撃たしむ。五月、癸卯(39-32+1=8日)、又た**婁師德**を以て清邊道副大總管と為し、右武威衛將軍の**沙吒忠義**を前軍總管と為し、兵二十萬を將いて契丹を撃たしむ。

■ **[朱前疑は太后に諂渝]** 是より先、**朱前疑**という者有り、上書して云わく、

「臣は陛下の壽が八百に滿つるを夢みる。」

即ち拾遺に拜す。又た自ら言う、

「陛下の發(髮)の白きが再び玄々くろくろとし、齒は落ちて更めて生えるを夢みる。」

**駕部郎中**(駕部郎は邦國の輿輦・車乘・傳驛・廐牧・官司の馬牛雜畜の簿籍を掌り、其の出入りを辨じ、其の名数を司る)に遷す。

出で使いして還り、上書して云わく、

「嵩山が萬歲と呼ぶを聞く。」

賜わるに緋算袋（続は緋算袋、算盤袋、唐初に職事官の三品以上は金装刀・礪石を賜る。一品以下は手巾袋有り。開元以後に百官、朔望朝参の外、官衙の日には緋袋を帯び、各々其の服する所の色に随う。餘日は否ず）を以てし、時に未だ五品ならず、緑衫の上に於いて之を佩<sup>お</sup>ぶ。會々兵を發して契丹を討つ、京官に敕し馬一匹を出して軍に供せしめ、酬いるに五品を以てし。**前疑**は馬を買いて之を輸し、屢々抗表して階を進めるを求める。**太后**は其の貪鄙を惡み、六月、乙丑（1-2+1=0 元嘉曆不一致）、敕して其の馬を還し、斥けて田裡に歸す。

■ **【喬知之を誅殺】**右司郎中の馮翊の**喬知之**は美妾有り**碧玉**と曰い、**知之**は之が為に昏せず。**武承嗣**は藉りて以て諸姫に教え、遂に留めて還さず。**知之**は《綠珠怨》詩（石崇の愛妾綠珠の事、83 卷晋の惠帝永康元年にあり）を作り以て之に寄し、**碧玉**は井に赴きて死す。**承嗣**は詩を裙帶に得、大いに怒り、酷吏を諷して羅告せしめ、之を族誅す。

### 【來俊臣誅殺とその波紋】

■ **【來俊臣は人の妻を強奪】**司僕（光宅に太僕を改める）少卿の**來俊臣**は勢いに倚りて貪淫し、士民の妻妾の美なる者有れば、百方して之を取る。或は人をして其の罪を羅告せしめ、矯りて敕と稱し以て其の妻を取り、前後羅織して人を、勝げて計える可からず。宰相より以下、其の姓名を籍し而して之を取る。自ら言う、

「才は石勒に比す。」

監察御史の**李昭德**は素より**俊臣**を惡み、又た嘗て秋官侍郎の**皇甫文備**を庭辱す、二人は共に、

「昭德は反を謀る」

と誣い、獄に下す。

■ **【武后は來俊臣を許さんとす】****俊臣**は**武氏**の諸王及び**太平公主**を羅告せんと欲し、又た、  
「皇嗣及び廬陵王は南北牙と同じく反す」

と誣いんと欲し、此に因りて國權を盗まんことを冀う、河東の人の**衛遂忠**は之に告げる。諸武及び**太平公主**は恐懼す、共に其の罪を發<sup>あば</sup>き、獄に繋ぎ、有司は處するに極刑を以てす。**太后**は之を赦さんと欲し、奏上すること三日、出でず。王及び**善**は曰く、

「俊臣は凶狡貪暴にして、國之元惡なり、之を去らざれば、必ず朝廷を動搖せん。」

**太后**は苑中に遊び、**吉頊**は轡を執り、**太后**は問うに外事を以てし、對えて曰く、

「外人は唯だ**來俊臣**の奏の下らざるを怪しむ。」

**太后**は曰く、

「俊臣は國に功有り、朕は方に之を思う。」

**頊**は曰く、

「**於安遠**は**虺貞**が反する（前卷垂拱四年にあり）を告ぐ、既に而して果たして反す、今は止だ成州司馬為り。**俊臣**は不逞を聚結し、誣りて良善を構し、贓賄は山の如く、冤魂は路に塞がる、國之賊也、何ぞ惜しむに足りん哉！」

**太后**は乃ち其の奏を下す。（12-046p）

■ **【遂に來俊臣を棄市す、庶民喜ぶ】**丁卯（3-2+1=2 日）、**昭德**、**俊臣**は同じく棄市され、時の人は**昭德**を痛み而して**俊臣**を快しとせざるは無し。仇家は争いて**俊臣**之肉を啖い、**斯須**に而して盡く、眼を抉り面を剥ぎ、腹を披きて心を出し、騰蹶（踏み躪る）して泥と成す。**太后**は天下が之を惡むを知り、乃ち制を下して其の罪惡を數め、且つ曰く、

「宜しく赤族之誅を加え、以て蒼生之憤りを雪ぐべし、法に准じて其の家を籍没すべし。」

士民は皆な相い賀して路に於いて曰く、

「今より眠る者は背始めて席に帖く矣！」

■**突厥** **[俊臣は西突厥可汗の斛瑟羅を陥れる]** 俊臣は**慕連耀**を告げるの功を以て、奴婢十人を賞せらる。俊臣は司農の婢（唐六典に、司農丞は凡ての官戸奴婢男女成人を掌る。先ず本色を持って嬖偶し、若し給賜せば其の妻子の相隨うを許し、若し籍没を犯せば、其の能くする所を以て各々諸司に配し、婦人の巧なる者は掖庭に入る）を閲するに、可なる者無し、西突厥可汗の**斛瑟羅**の家に細婢有り、善く歌舞するを以て、得て以て賞口と為さんと欲し、乃ち人をして、

「斛瑟羅は反す。」

と誣告せ使む。諸酋長は闕に詣り耳を割き面を髻き冤を訟える者數十（続は千）人。會々俊臣は誅せられ、乃ち免かるるを得る。

■ **[侍郎達の助命]** 俊臣は方に事を用い、選司は其の屬請を受け不次に官に除せらるる者は、銓毎に數百人。俊臣は敗れ、侍郎は皆な自首す。太后は之を責め、對えて曰く、

「臣は陛下に負く、死罪！臣は國家の法を亂るは、罪は一身に止まる。俊臣の語に違えば、立ちどころに滅族せられん。」

太后は乃ち之を赦す。

■ **[妻の助言で侯敏は助かる]** 上林令（唐の司農の屬に上林署令有り、從七品下、苑囿園地の事を掌る。凡そ果を植え蔬を植え、以て朝会祭祀に供し、及び季冬に氷を蔵すること皆之を主る）の**侯敏**は素より俊臣に諂事し、其の妻の**董氏**は之を諫めて曰く、

「俊臣は國賊なり、日を指して將に敗れんとす、君は宜しく之を遠ざけるべし。」

敏は之に従う。俊臣は怒り、出して武龍（田州に屬す、蠻洞を開きて置く。涪州に武龍県有り、武徳二年に涪陵を分けて置く）令と為す。敏は住かざらんと欲し、妻は曰く、

「速かに去るべし、留まる勿れ！」

俊臣は敗れ、其の黨は皆な嶺南に流され、敏は獨り免かるるを得る。

■ 太后は於安遠を征して尚食奉御と為し、吉頊を擢んで右肅政中丞と為す。

■ 檢校夏官侍郎の**宗楚客**を以て同平章事と為す。

## 【契丹の孫萬榮の滅亡】

■ **契丹** **[契丹は趙州を屠る]** 武懿宗の軍は趙州に至り、契丹の將の**駱務整**の數千騎が將に冀州に至らんと聞き、懿宗は懼れ、南に遁げんと欲す。或は曰く、

「虜は輜重無く、抄掠を以て資と為す、若し兵を按じて拒み守れば、勢いは必ず離散せん、従い而して之を撃てば、大功有る可し。」

懿宗は従わず、退きて相州に據り、軍資器仗を委棄すること甚だ衆し。契丹は遂に趙州を屠る。

■ **契丹** **[契丹は突厥と同盟に失敗]** 甲午（30-2+1=29日?）、**孫萬榮**は奴の殺す所と為る。**萬榮之王孝傑**を破る也、柳城の西北四百里に於いて險に築城し、其の老弱婦女を留め、獲る所の器仗資財は、妹の夫の**乙冤羽**をして之を守ら使め、精兵を引いて幽州を寇す。突厥の**默啜**が其の後を襲うを恐れ、五人を遣わして**黑沙**（突厥の庭）に至らしめ、默啜に語りて曰く、

「我は已に**王孝傑**の百萬之人（続は衆）を破り、唐人は膽を破る、請う可汗と勝ちに乗りて共に幽州を取ら

ん。」

三人は先ず至り、**默啜**は喜び、賜わるに緋袍を以てす。二人は後れて至り、**默啜**は其の稽緩を怒り、將に之を殺さんとし、二人は曰く、

「請う一言し而して死せん。」

**默啜**は其の故を問い、二人は契丹之情を以て**默啜**に告げる。乃ち前三人を殺し而して二人に緋を賜り、郷導と為ら使め、兵を發して契丹の新城を取り、獲る所の涼州都督の**許欽明**を殺し以て天を祭る。新城（前に契丹の築く所、柳城の西北にあり）を圍むこと三日、之に克ち、盡く俘とし以て歸る。**乙冤羽**をして**萬榮**に馳せ使む。

■ **[孫萬榮は窮蹙し奴に殺される]** 時に**萬榮**は方に唐兵と相い持ち、軍中は之を聞き、恟懼す。奚の人は**萬榮**に叛し、神兵道總管の**楊玄基**は其の前を撃ち、奚の兵は其の後ろを撃ち、其の將の**何阿小**を獲る。**萬榮**の軍は大いに潰え、輕騎數千を帥いて東に走る。前軍總管の**張九節**は兵を遣わして之を道に邀え、**萬榮**は窮蹙し、其の奴と逃げて潞水（鮑丘水、塞外より来り、南して幽州潞県を過ぎ、之を潞水という）の東に至り、林下に息み、歎じて曰く、

「今唐に歸せんと欲するも、罪は已に大なり。突厥に歸すも亦た死せん、新羅に歸すも亦た死せん。將に安んぞ之くべき乎！」

奴は其の首を斬り以て降り、之を四方館（藁街蠻夷邸有り。北魏は諸国使邸を置く。其の後に又た四館を作り、以て四方の來降の者を處く。事は149 卷梁の武帝普通元年に有り。隋の煬帝に至りて四方館を建国門に置き、以て四方の使客を待ち、各々其の方国及び互市の事を掌る。鴻臚寺に属す。唐は四方館を以て中書省に隸し、通事舎人は之を主る）の門に鼻す。其の餘衆及び奚、**[雨習]**は皆な突厥に降る。

■ 戊子（24-2+1=2 3日）、特進の**武承嗣**、春官尚書の**武三思**は並びに同鳳閣鸞台三品たり。

■ **[武懿宗・何阿小は殘虐]** 辛卯（27-2+1=2 6日）、制して契丹が初めて平らぐを以て、河内王の**武懿宗**、婁師德及び魏州刺史の**狄仁傑**に命じて分道して河北を安撫せしむ。**懿宗**の至る所は殘酷なり、民は契丹の脅す所と為り従いて復た來歸する者有り、**懿宗**は皆な以て反を為し、生きながら割きて其の膽を取る。是より先、**何阿小**は殺人を嗜み、河北の人は之が語を為して曰く、

「唯だ此れ兩何（**武懿宗**は河内王に封じらる。何阿小と興に兩何と為す。何と河と音が同じ）、殺人は最も多し。」

■ 秋、七月、丁酉（33-31+1=3日）、昆明は内附し、寶州を置く。

■ **武承嗣**、**武三思**は並びて政事を罷む。

■ **[河北の百姓の救済]** 庚午（庚子なら36-31+1=6日）、**武攸宜**は幽州より凱旋す。**武懿宗**は河北の百姓の賊に従う者は請う盡く之を族せんと奏し、左拾遺の**王求禮**は之を庭折して曰く、

「此の屬は素より武備無し、力は賊に勝たず、苟くも之に従いて以て生を求め、豈に國に叛く之心有らんや！**懿宗**は強兵數十萬を擁し、風を望みて退き走り、賊徒は滋々蔓し、又た罪を草野の註誤之人に移（（続は委））さんと欲す、臣と為りて不忠なり、請う先ず**懿宗**を斬り以て河北に謝せん！」

**懿宗**は對える能わず。司刑卿の**杜景儉**も亦た奏す、

「此れ皆な脅從之人なり、請う悉く之を原さん。」

太后は之に従う。

■ 八月、丙戌（22-1+1=2 2日）、納言の**姚璹**は事に坐して益州の長史に左遷され、太子宮尹（天授中に太子詹詹を改める）の**豆盧欽望**を以て文昌右相、鳳閣鸞台三品と為す。

■ 九月、壬辰（28-30+1=-1日、ここより日本書紀曆日原典に記載なし、28-28+1=1日か?）、大いに通天宮に享し、天

下に赦し、改元す（神功と改元）。

■庚戌（46-28+1=19日?）、婁師徳は納言に守たり。（12-049p）

■ 〔姚元崇の言を喜ぶ〕 甲寅（50-28+1=23日）、太后は侍臣に謂って曰く、

「頃者に周興、來俊臣は獄を按じ、多く朝臣を連引し、其の反を謀るを雲う。國に常法有り、朕は安んぞ敢えて違わん！中間は其の實ならざるを疑い、近臣をして獄に就きて引問せ使め、其の手狀を得るに、皆な自ら承服（罪に服す）し、朕は以て疑いと為さず。興、俊臣が死してより、復た反者有るを聞かず、然らば則ち前に死する者は冤有らざる邪？」

夏官侍郎の姚元崇は對えて曰く、

「垂拱より以來、反を謀るに坐して死する者は、率ね皆な興等が羅織して、自ら以て功と為すなり。陛下は近臣をして之を問わ使むるに、近臣も亦た自ら保せず、何ぞ敢えて問う所の者を動搖せんや。若し翻覆する有れば、慘毒に遭わんことを懼れ、速かに死するに若かず。天の聖心にひらく頼り、興等は伏して誅せられ、臣は百口を以て陛下の為に今より内外之臣の復た反する者無きを保す。若し微しく實狀有れば、臣は請う知り而るに告げざる之罪を受けん。」

太后は悦びて曰く、

「向時の宰相は皆な其の事を順成し、朕を陥して淫刑之主を為す。卿が言う所を聞くに、深く朕が心に合う。」

元崇に錢千緡を賜う。

■ 〔魏元忠は四たび失脚、復活〕 時の人は魏元忠の為に冤を訟える者多し、太后は復た召して肅政中丞と為す。元忠は前後棄市流竄に坐する者四たび。嘗て宴に侍し、太后は問いて曰く、

「卿は往者に數々謗りを負うは、何ぞ也？」

對えて曰く、

「臣は猶ほ鹿のごとくなる耳、羅織之徒は臣の肉を得て羹と為さんと欲す、臣は安んぞ之を避ける所あらんや！」

■冬、閏十月、甲寅（50-27+1=22日位?）、幽州都督の狄仁傑を以て鸞台侍郎と為し、司刑卿の杜景儉を鳳閣侍郎と為し、並びに同平章事とす。

■ 〔夷狄対策の上疏〕 仁傑は上疏して、以為く、

「天は四夷を生じ、皆な先王の封略之外に在り、故に東は滄海に距（拒×）り、西は流沙をてだ阻て、北に大漠を横たえ、南に五嶺を阻つ、此れ天の夷狄を限り而して中外を隔てる所以也。典籍の紀する所、聲教の及ぶ所、三代の至る能わざる者より、國家は盡く之を兼ねたり矣。詩人は薄いさか太原を伐ち（詩の六月は宣王北伐するなり。其の詩に云う、薄か玁狁を伐ち、太原に至ると）、美化の江、漢に行うを矜る（廣漢の詩は、文王の道、南国に被り、美化は江漢の域に行わるるを美す）、則ち三代之遠裔は、皆な國家之域中也。若し乃ち武を荒外に用い、功を絶域に邀め、府庫之實を竭し以て不毛之地を争うは、其の人を得るも賦を増すに足らず、其の土を獲るも耕織する可からず、苟くも遠夷を冠帶にする之稱を求め、本を固め人を安んずる之術を努めざるは、此れ秦皇（秦の始皇帝）、漢武（漢の武帝）之行う所にして、五帝、三王之事業に非ざる也。始皇は兵を窮め武を極め、務めて地を廣めるを求め、死する者は麻の如く、天下の潰叛するに至（統は致）る。漢武は四夷を征伐し、百姓は困窮し、盜賊は蜂起す。末年悔悟し、兵を息め役を罷む、故に能く天の祐ける所と為る。近者國家は頻歲師を出だし、費やす所は滋々廣く、西は四鎮（西鎮×）に戍し、東は安東に戍し、調發は日々加わり、百姓は虚弊す。今關東は饑饉し、蜀、漢は逃亡し、江、淮已南は、徵求すること息まず、人は業に復せず、

相い率いて盗を為す、本根一搖すれば、憂患は淺からず。其の然る所以の者は、(12-050p) 皆な蠻貊の不毛之地を争い、蒼生を子養する之道に乖くを以てす也。昔漢元は賈捐之之謀を納れ而して朱崖郡を罷め(28 卷初元二年にあり)、宣帝は魏相之策を用い而して車師之田を棄てる(25 卷元康二年にあり)、豈に虚名を慕尚するを欲せざらんや、蓋し人力を勞するを憚る也。近くは貞觀年中(続は貞觀中、195 卷貞觀十三年にあり)に九姓を克平し、李思摩を立てて可汗と為し、諸部を統べ使む者は、蓋し夷狄が叛けば則ち之を伐ち、降れば則ち之を撫し、亡を推し存を固める之義(書の仲虺の誥に曰く、亡を推し存を固めれば、邦乃ち其れ昌んなりと)を得、遠く成りて人を勞する之役無きを以てなり、此れ近日之令典、邊を經する之故事也。竊に謂うに宜しく阿史那斛瑟羅を立てて可汗と為し、之に四鎮を委ね、高氏(高句麗)の絶國を繼ぎ、安東を守ら使むべし。軍費を遠方に省き、甲兵を塞上に並せ、夷狄をして侵侮之患い無から使むべし、則ち可ならん矣、何ぞ必ずしも其の窟穴を窮め、螻蟻と長短を校べん哉! 但だ當に邊兵に敕し、守備を謹しみ、斥侯を遠ざけ、資糧を聚め、其の自ら致すを待ち、然る後に之を撃つべし。逸を以て勞を待てば則ち戰士の力は倍し、主を以て客を御げば則ち我は其の便を得、壁を堅め野を清め則ち寇は得る所無し。自然に二賊(賊×、突厥と吐蕃の事)深く入れば則ち顛躓之慮り有り、淺く入れば必ず虜獲(続は寇獲)之益無からん。此くの如く數年すれば、二虜をして撃たず而して服せ使む可からん矣。」

事は行わざると雖も、識者は之を是とす。

■鳳閣舍人の李嶠は天官選事に知たり、始めて員外官數千人を置く。

■[太后は曆に介入] 是より先、歴官は是の月を以て正月と無し、臘月を以て閏と為す。太后は正月甲子朔冬至ならんことを欲し、乃ち制を下して以為く、

「去晦(前月の晦)仍ほ月を見る、天經に爽<sup>たが</sup>う有り。今月を以て閏月と為し、來月を正月と為す可し。」

## 則天順聖皇后中之下聖歷元年(戊戌, 698年)

■正月, 甲子(0)朔, 冬至, 太后は通天宮に享す。天下に赦し, 改元す。

■夏官侍郎の宗楚客は政事を罷む。

■春, 二月, 乙未(31), 文昌右相、同鳳閣鸞台三品の豆盧欽望は罷めて太子の賓客と為る。

■[武承嗣・三思を立てず] 武承嗣、三思は太子と為らんことを營求し、數々人をして太后に説か使めて曰く、

「古より天子は未だ異姓を以て嗣と為す者有らず。」

太后の意は未だ決せず。狄仁傑は毎に従容として太后に言つて曰く、

「文皇帝(太宗)は風に櫛<sup>くしげず</sup>り雨に沐<sup>もく</sup>し、親ら鋒鏑を冒し、以て天下を定め、之を子孫に傳える。太帝(高宗)は二子(盧陵王と皇嗣)を以て陛下に托す。陛下は今乃ち之を他族に移さんと欲するは、乃ち天意に非ざる無からん乎! 且つ姑侄(承嗣・三思)之母子と孰れか親しきや? (12-051p) 陛下は子を立て、則ち千秋萬歳の後、太廟に配食し、承繼窮まり無からん。侄を立てれば、則ち未だ侄が天子と為り而して姑を廟に附する者を聞かざる也。」

太后は曰く、

「此れ朕の家事なり、卿は預り知る勿れ。」

仁傑は曰く、

「王者は四海を以(為×)て家と為し、四海之内に、孰か臣妾に非ざらん、何者か陛下の家事と為さざら

ん！君は元首為り、臣は股肱と為り、義は一體に同じ、況んや臣位に宰相に備わるや、豈に預り知らざるを得ん乎！」

又た太后に廬陵王（光宅元年に均州に遷され、垂拱元年に房州に遷される）を召還するを勧める。王方慶、王及善も亦た之を勧める。太后の意は稍寤る。他日、又た仁傑に謂って曰く、

「朕は大鸚鵡（武と同音）の兩翅皆な折ると夢みる、何ぞ也？」

對えて曰く、

「武者、陛下之姓にして、兩翼は、二子也。陛下は二子を起こせば、則ち兩翼は振わん矣。」

太后は是に由りて承嗣、三思を立てる之意無し。

■ 廬陵王を立てるや否や 孫萬榮之幽州を圍む也、檄を朝廷に移して曰く、

「何ぞ我が廬陵王を歸さざるや？」

吉頊は張易之、昌宗と皆な控鶴監（この年置く、近侍を處く）供奉為り、易之の兄弟は之を親狎す。頊は從容として二人に説いて曰く、

「公の兄弟は貴寵なること此くの如し、徳業を以て之を取れるに非ざる也、天下は目を側だてて齒を切るもの多し矣。天下に大功有らざれば、何を以て自ら全くせん？竊に公の為に之を憂う！」

二人は懼れ、涕泣して計を問う。頊は曰く、

「天下の士庶は未だ唐の徳を忘れ、鹹な復た廬陵王を思う。主上は春秋高し、大業は須く付する所有るべし。武氏の諸王は意を屬する所に非ず。公は何ぞ從容として主上に勧めて廬陵王を立て以て蒼生之望みを系がざる！此くの如くすれば、豈に徒に禍を免かるるならんや、亦た以て長く富貴を保つ可し矣。」

二人は以て然りと為し、間を承け屢々太后の為に之を言う。太后は謀の頊に出るを知り、乃ち召して之を問ひ、頊も復た太后の為に具に利害を陳す、太后の意は乃ち定まる。

■ 廬陵王の神都召還 三月、己巳（5）、

「廬陵王に疾有り」

と託言し、職方員外郎の瑕丘（故の春夏の魯の瑕邑。晋・宋は兗州に此に置く。隋の開皇十三年に瑕丘県を置く、現・山東省済寧市兗州区）の徐彦伯を遣わして廬陵王及び其の妃、諸子を召して行在に詣りて疾を療せしむ。戊子（24）、廬陵王は神都に至る。

■ 夏、四月、庚寅（26-26+1=1日）朔、太后は太廟に祀す。

■ 辛丑（37-26+1=12日）、婁師徳を以て隴右諸軍大使に充て、仍ほ營田の事を檢校せしむ。

■ 突厥 武延秀を突厥に入れる 六月、甲午（30、甲子ではないか）、淮陽王の武延秀に命じて突厥に入（下×）り、默啜の女を納れて妃と為さしむ。豹韜衛大將軍の閻知微は春官尚書を攝し、右武衛郎將の楊齊莊に司賓卿を攝し、金帛巨億を繼し以て之を送る。延秀は、承嗣之子也。

■ 張柬之の諫言 鳳閣舍人の襄陽（漢の南郡に屬す。獻帝建安十三年襄陽郡を置く）の張柬之は諫めて曰く、

「古より未だ中國の親王の夷狄の女を娶る者有らず。」

是より旨に忤い、出でて合州（漢の墊江県、南齊は東宕渠郡を置く。西魏は墊江郡を改めて石鏡県を置く。尋いで合州を置く。隋は涪州、唐はまた合州とす。四川省東川道合川県、現・重慶市墊江県）刺史と為る。

■ 秋、七月、鳳閣侍郎、同平章事の杜景儉は罷めて秋官尚書と為る。

■ 突厥 突厥は李氏を輔けて挙兵 八月、戊子（24）、武延秀は黑沙の南庭に至る。突厥の默啜は閻知微等に謂って曰く、

「我は女を以て李氏に（12-052p）嫁さんと欲す、安んぞ武氏の兒を用いる邪！此れ豈に天子之子乎！我

が突厥は世々李氏の恩を受け、李氏の盡く滅び、唯だ兩兒のみ在るを聞き、我は今兵を將いて輔けて之を立てん。」

乃ち延秀を別所に拘し、知微を以て南面可汗と為し、之をして唐の民を主ら使めん欲すと言う也。遂に兵を發して靜難、平狄、清夷（垂拱中、清夷軍を媯州の界に置く。城内に在り）等の軍を襲い、靜難の軍使の慕容玄則は兵五千を以て之に降る。虜勢は大いに振い、進みて媯（現・河北省張家口市宣化県・懷來県・懷安県・涿鹿県及び北京市延慶県等）、檀等の州を寇す。前に閻知微に従いて突厥に入る者は、默啜は皆な之に五品、三品之服を賜う、太后は悉く之を奪う。

**突厥** ■ **【默啜は朝廷を數める】** 默啜は書を移して朝廷を數めて曰く、

「我に蒸谷（穀）種を與え、之を種えれども生じず、一也。金銀器は皆な行濫（市列を行と為す。市列は金銀器を造りて販売するは、率ね他物を雜えて利を求める。俗に之を行作濫惡と謂う。粗製濫惡なるをいう）、真物に非ずは、二也。我は使者に緋紫を與えるに皆な之を奪うは、三也。繒帛は皆な疏惡なるは、四也。我が可汗の女は當に天子の兒に嫁すべし、武氏は小姓にして、門戸は敵せず、罔冒して昏を為すは、五也。我は此が為に兵を起し、河北を取らんと欲する耳。」

**突厥** ■ **【裴懷古は逃げ帰る】** 監察御史の裴懷古は閻知微に従いて突厥に入り、默啜は之を官にせんと欲すも、受けず。囚えず、將に之を殺さんとす、逃げ歸る。晉陽に抵り、形容羸瘁なり。突騎は噪ぎ聚まり、以て間諜と為し、其の首を取りて以て功を求めんと欲す。果毅（決斷力）有り嘗て人の枉げる所と為り、懷古は按じて之を直せり、大呼して曰く、

「裴御史也！」

之を救い、全くするを得る。都に至り、引見し、祠部員外郎（祠部郎は祠祀・享祭・天文・漏刻・国忌・廟諱・ト筮・医薬・僧尼の事を掌り、禮部に属す）に遷さる。

**突厥** ■ **【城よりも食料】** 時に諸州は突厥が入寇するを聞き、方に秋なり、争いて民を發して城を修める。

衛州刺史の太平（北魏は漢の臨汾県の地を分けて太平県を置く。隋・唐は絳州に置く）の敬暉は僚屬に謂つて曰く、

「吾は聞く、金湯（金城湯池、要害の險固なる）も粟に非ざれば守られず、奈何して收穫を捨て而して城郭を事とせん乎？」

悉く之を罷め、田に歸ら使む、百姓は大いに悦ぶ。

■ 甲午（30）、鸞台侍郎、同平章事の王方慶は罷めて麟台監と為る。

■ **【武承嗣は薨ず】** 太子の太保の魏宣王の武承嗣は、太子と為るを得ざるを恨み、意は怏怏として、戊戌（34）、病して薨ず。

■ 庚子（36）、春官尚書の武三思を以て内史を檢校し、狄仁傑をして納言を兼ねしむ。

■ **【人材登用】** 太后は宰相に命じて各々尚書郎一人を擧げしめ、仁傑は其の子の司府丞の光嗣を擧げ、地官員外郎に拜し、已に而して職に稱う。太后は喜びて曰く、

「卿は祁奚（左伝に晋の中軍の尉祁奚は老を請う。晋侯は嗣を問う。解狐を稱ぐ。其の讎なり。將に之を立てんとして卒す。又た之を問う。曰く午や可なりと。是に於いて祁午を以て中軍の尉と為す。君子謂えらく、祁奚能く其の善を挙げる。其の讐を稱げて詔と為さじ、其の子を立てて比と為さず）に繼ぐに足る矣！」

■ **【元行沖は、博學多通】** 通事舍人（即ち秦の謁者なり。十六。朝見引納及び辭謝する者を掌る）の河南の元行沖は、博學多通にして、仁傑は之を重んじる。行沖は數々仁傑に規諫し、且つ曰く、

「凡そ家を為す者は必ず儲蓄有りて脯醢以て口に適し、參術（続は參朮、人參と白朮）以て疾を攻める。僕は竊に明公之門を計るに、珍味多し矣、行沖は請う藥物之末に備える。」

仁傑は笑いて曰く、

「吾が薬籠中の物は、何ぞ一日も無かる可けん也！」

行沖の名は澹、(12-053p) 字を以て行われる。

### 【突厥再討伐】

■**突厥** **[突厥征伐]** 司屬 (光宅に宗正を改める) 卿の**武重規**を以て天兵 (此れに縁りて、後に天兵軍を并州の城中に置く) 中道大總管と為し、右武衛將軍の**沙吒忠義**を天兵西道總管と為し、幽州都督の下邳 (秦の武公は邾戎を伐ち、下邳県を置く。唐の垂拱元年に華州に属す。故城は陝西省関中道渭南県の東北、現・渭南市臨渭区) の**張仁願**を天兵東道總管と為し、兵三十萬を將いて以て突厥の**默啜**を討つ。又た左羽林衛大將軍の**閻敬容**を以て天兵西道後軍總管と為し、兵十五萬を將いて後援と為す。

■**突厥**癸丑 (49), **默啜**は飛狐 (漢の代郡廣昌縣に飛狐口有り。隋は廣昌を改めて飛狐縣と為し、易州に属す。唐は蔚州に属す。直隸省保定道涿源縣、現・保定市涿水縣) を寇し、乙卯 (51), 定州を陥し、刺史の**孫彥高**及び吏民數千人を殺す。

■九月, 甲子 (0), 夏官尚書の**武攸寧**を以て同鳳閣鸞台三品とす。

■**突厥**突厥の**默啜**を改めて**斬啜**と為す。

■**突厥****默啜**は閻**知微**をして趙州を招諭せ使め、**知微**は虜と手を連ねて《萬歲樂》(歌曲の名) を城下に蹋む。將軍の**陳令英**は城上に在りて謂って曰く、

「尚書の位任は輕きに非ず、乃ち虜の為に蹋歌す、獨り慚じる無き乎！**知微**は微吟して曰く、

「已むを得ず、《萬歲樂》。」

■**突厥** **[唐般若と高睿の悲慘]** 戊辰 (16), **默啜**は趙州を圍み、長史の**唐般若**は城を翻して之に應ず。刺史の**高睿**は妻の**秦氏**と薬を仰いで詐りて死し、虜は之を輿して**默啜**に詣り、**默啜**は金師子帶、紫袍を以て之に示して曰く、

「降れば則ち官に拜せん、降らざれば則ち死せん！」

**睿**は其の妻を顧み、妻は曰く、

「國恩を酬報するは、正に今日に在り！」

遂に俱に目を閉じて言わず。再宿を経て、虜は屈す可からざるを知り、乃ち之を殺す。虜は退き、**唐般若**は族誅せらる。**睿**に冬官 (工部) 尚書を贈り、諡して**節**と曰う。**睿**は、**頰** (隋初の佐命) 之孫也。

■**皇嗣**は固く位を**廬陵王**に遜らんと請い、**太后**は之を許す。壬申 (8), **廬陵王**の**哲**を立てて**皇太子**と為し、名を**顯**に復す。天下に赦す。

■**突厥** **[太子は突厥を撃つ]** 甲戌 (10), **太子**に命じて河北道元帥 (行軍元帥は周隋に起る。唐に至りて唯だ親王及び太子のみ元帥と為る) と為し以て突厥を討たしむ。是より先、人を募りて月餘にして千人に滿たず、**太子**が帥 (統は元帥) と為るを聞くに及び、應募者は雲集し、未だ幾もなくして、數は五萬に盈つ。

■**突厥** **[狄仁傑は突厥に出発]** 戊寅 (14), **狄仁傑**を以て河北道行軍副元と為し、右丞の**宋玄爽**を長史と為し、右台中丞の**崔獻**を司馬と為し、左台中丞 (后は御史臺を分けて左右肅政臺と為し、各々中丞・侍御史等の官を置く) の**吉頊**を監軍使と為す。時に**太子**は行かず、**仁傑**に命じて元帥の事を知らしむ、**太后**は親ら之を送る。

■ **[薛訥の拔擢]** **藍田** (畿県、雍州に属す。陝西省関中道藍田縣、現・西安市藍田縣) 令の**薛訥**は、**仁貴** (健将なり、太宗・高宗に事える) 之子也、**太后**は擢んで左威衛將軍、安東道經略と為す。將に行かんとし、**太后**に言つて曰く、

「**太子**は立つと雖も、外議は猶ほ疑いて未だ定まらず。苟くも此の命は易らざれば、丑虜は平らぐるに足

らざる也。」

太后は深く之を然りとす。王及善は太子に外朝に赴きて以て人心を慰めんことを請う、之に従う。天官(吏部)侍郎の蘇味道を以て鳳閣侍郎、同平章事と為す。味道は前後に相位に在ること數歳、(12-054p) 依阿して容れられんことを取る、嘗て人に謂って曰く、

「事を處するには宜しく明白にす可からず、但だ摸稜して兩端を持して可なり矣。」

時の人は之を「蘇摸稜」と謂う。

■**突厥** [突厥再び殺掠甚だし] 癸未 (19)、突厥の默啜は盡く掠める所の趙、定等の州の男女萬餘人を殺し、五回道(易州易県の界に属す。開皇二十三年に至り、易県を分けて五回道を五回道の下に置く、現・河北省保定市一帯)より去る、過ぎる所は、殺掠すること勝げて紀す可からず。沙吒忠義等は但だ兵を引いて之を躡み、敢えて逼らず。狄仁傑は兵十萬を將いて之を追い、及ぶ所無し。默啜は漠北に還り、兵四十萬を擁し、地萬里に據り、西北の諸夷は皆な之に付き、甚だ中國を輕んじる之心有り。

■冬、十月、制す。都下の屯兵は、河内王の武懿宗、九江王の武攸歸に命じて之を領せしむ。

■**狄仁傑は河北を安撫** 癸卯 (39)、狄仁傑を以て河北道安撫大使と為す。時に河北人は突厥の驅逼する所の者と為り、虜は退き、誅を懼れ、往往にして亡げ匿れる。仁傑は上疏して、以為く、

「朝廷の議者は皆な契丹、突厥の脅從する所之人を罪し、言う、其の跡は同じからずと雖も、心は則ち別無し。誠に以うに山東は近く軍機(新唐書には軍興に作る)に縁り調發の傷重く、家道は悉く破れ、或は逃亡するに至る。重ねるに官典(新唐書には官吏)侵漁すること、事に因り而して起るを以てし、枷杖之下、肌膚に痛切に、事迫り情危く、禮義に循わず。愁苦之地は、其の生を樂しまず、利有れば則ち歸し、且く死を賒(ゆるく)くするを圖り、此れ乃ち君子之愧辱、小人之常行也。又た、諸城は偽に入り(賊に降るを謂う)、或は天兵を待ち、將士は功を求め、皆な雲う、攻め得たりと。臣は濫賞(攻取の賞を以て將士を賞する時は濫賞と為す)を憂え、亦た非辜(虜に従うの罪を以て士民を罪するときは非辜と為す)を恐れる。經ること賊と同じきを以て、是を惡地と為し、妻子を汚辱し、貨財を劫掠する有るに至り、兵士は信に不仁なるを知り、簪笏(士大夫の官に當りて行く者を謂うなり)は未だ以て免かる能わず、乃ち是れ賊平らぐる之後、惡を為すこと更に深し。且つ賊に招攜を務め(賊を除くには予め攜貳を招撫し、秋毫も侵犯する所無きに在り)、秋毫も犯さず、今之正に歸するは、即ち是れ平人なり、翻って破傷を被るは、豈に悲痛ならずや！夫れ人は猶ほ水のごとき也、之を壅げば則ち泉と為り、之を疏すれば則ち川と為り、通塞は流れに隨い、豈に常性有らんや！今罪を負う之伍、必ず家に在らず、露宿草行し、山澤に潛み竄れ、之を赦せば則ち出で、赦さざれば則ち狂せん、山東の群盜は、茲に縁りて聚結す。臣は以うに邊塵暫く起るは、憂いと為すに足らず、中土の安んぜざるは、此を大事と為す。之を罪せば則ち衆情は恐懼し、之を恕せば則ち反側自ら安んぜん。伏して願わくは河北の諸州を曲赦し、一に問う所無し。」

制して之に従う。仁傑は是に於いて百姓を撫慰し、突厥の驅掠する所の者を得れば、悉く本貫に遞還す。糧運を散じて以て貧乏を賑わし、郵驛を修めて以て旋師を濟う。諸將及び使者が妄りに供頓を求めんことを恐れ、乃ち自ら蔬糲(蔬は藁、糲は脱粟なり、玄米)を食らい、其の下を禁じて百姓を侵擾するを得る無からしめ、犯す者は必ず斬る。河北は遂に安らぐ。(12-055p)

■夏官侍郎の姚元崇、秘書少監の李嶠を以て並びて同平章事とす。

■**突厥** [突厥は閻知微解放、磔の刑] 突厥の默啜は趙州を離れ、乃ち閻知微を縱して還ら使む。太后は命じて天津橋の南に磔はりつけし、百官をして共に之を射使め、既に乃ち其の肉を高えぐり、其の骨を剉きざみ、其の三族

を夷<sup>たいら</sup>げ、疏親の先に未だ相い識らざるに而して同じく死する者有り。

■**突厥** **「楊齊莊も残酷に誅殺」** 褒公の**段瓚**は、**志玄**（晋陽に起り、唐創業に功有り）之子也、先に突厥に没す。突厥は趙州に在り、**瓚**は**楊齊莊**を邀え之と俱に逃げ、**齊莊**は畏怯にして、敢えて發せず。**瓚**は先ず歸り、太后は之を賞す。**齊莊**は尋いで至り、河内王の**武懿宗**に救して之を鞫せしむ。**懿宗**は以為えらく、**齊莊**の意は猶豫を懷けりと、遂に**閻知微**と同じくせらる。既に之を射ること蝟（針鼠）の如く、氣よ [夕葉] [夕葉]（病む貌）として未だ死せず、乃ち其の腹を決し、心を割き、地に投げるも、猶ほ赳赳（踊る貌）然として躍りて止まず。

■**田歸道**を擢んでて夏官侍郎と為し、甚だ親委せらる。

■**「姚州放棄の献策」** 蜀州（漢の江源武陽の地。李雄は江源郡を置く。晋は晋源県を置く。隋は郡を廢して県を以て益州に属す。垂拱二年に分けて蜀州を置く。四川省西川道崇慶県、現・成都市崇州市）は歲毎に兵五百人を遣わして姚州（現・雲南省楚雄イ族自治州姚安県）に戍せしむ、路は險遠にして、死亡する者多し。蜀州刺史の**張柬之**は上言して、以為く、「姚州は本は哀牢之國（哀牢夷は 45 卷漢の明帝永年十二年にあり）なり、荒外の絶域にして、山は高く水は深し。國家は開きて以て州と為し（武徳四年に漢の益州郡雲南県の地を以て姚州を置く。地人に姚姓多きを以てなり。麟徳四年に移りて弄棟川に治す）、未だ嘗て其の鹽布之稅、甲兵之用を得ず、而して府庫を空竭し、平人を驅率し、役を蠻夷に受け、肝腦地を塗る、臣は竊に國家の為に之を惜む。請う姚州を廢して以て嵩州に隸し、歲時に朝覲すること、之を蕃國に同じくすべし。瀘南の諸鎮も亦た皆な廢省し、瀘北に於いて關を置き、百姓は使いを奉ずるに非ずんば、交通往來するを得る無からん。」

疏は奏されども、納れず。

## 則天順聖皇后中之下聖歷二年（己亥，699年）

■**正月**，丁卯（3-3+1=1日）朔，通天宮に告朔（古は天子は常に季冬を以て、來歲十二月の朔を諸侯に頒ち、諸侯は受けて之を祖廟に藏し、月朔に特羊を以て廟に告げ、請ういて之を行ふ。天子の行ふ所の告朔の禮は蓋し亦た相い似たるべし）す。

■**壬戌**（58），**皇嗣**を以て相王と為し，**太子**の右衛率を領せしむ。

■**「員半千の姓」** 甲子（0），控鶴臨丞（先に已に控鶴監を置く、今方に官を備える）、主簿等の官を置き、率ね皆な嬖寵之人にして、頗る才能文學之士を用いて以て之に參ず。司衛卿の**張易之**を以て控鶴監と為し、銀青光祿大夫の**張昌宗**、左台中丞の**吉項**、殿中監の**田歸道**、夏官侍郎の**李迥秀**、鳳閣舍人の**薛稷**、正諫大夫の**臨汾**（臨汾県は晋州を帯びる、山西省河東道臨汾県）の**員半千**（本は彭城の劉氏、十世の祖の凝之は宋に事える。齊は禪を受けるや、魏に奔る。忠烈を以て自ら伍員に比し、因りて自ら員を姓とす）を皆な控鶴監内供奉と為す。**稷**は、**元超**之從子也。**半千**は古に此の官無く、且つ聚める所輕薄之士多きを以て、上疏して之を罷めんと請う。是に由りて旨に忤い、水部郎中に左遷される。

■**臘月**，戊子（24），左台中丞の**吉項**を以て天官侍郎と為し，右台中丞の**魏元忠**を鳳閣侍郎と為し，並せて同平章事とす。

■**「宗楚客は流罪」** 文昌左丞の**宗楚客**は弟の司農卿の**晉卿**と、贓賄は萬餘緡に滿ち及（級×）び第捨の度に過ぎるに坐し、（12-056p）**楚客**は播州（現・貴州省遵義市播州区）司馬に貶せられ、**晉卿**は峰州（交趾郡ベトナム現・ベトナムフート省）に流される。**太平公主**は其の第を觀、歎じて曰く、

「其の居處を見、吾が輩は乃ち虚しく生きる耳！」

■**辛亥**（47），**太子**に姓の**武氏**を賜る。天下に赦す。

■太后は重眉（二重の眉）を生じ、八字を成す、百官は皆な賀す。

■**突厥**河南、北に武騎團を置き以て突厥に備える。

■春、一月、庚申（56）、夏官尚書、同鳳閣鸞台三品の**武攸寧**は罷めて冬官尚書と為す。

■**[太后は嵩山に幸す、不豫]**二月、己丑（25）、太后は嵩山に幸し、緱氏（洛州に属す、古の滑国、河南省河洛道偃師県の南、現・洛陽市偃師区）を過ぎ、**升仙太子**（周の王子晋なり。世傳う、晋は升仙して後、桓良は之に嵩山に遇う。曰く七月七日に我を緱氏山頭に待てと。果して白鶴に乗り、山頂に駐まり、時の人に謝して去る。後人は因りて為に祠を立つ。后は升仙太子の号を加える）の廟を謁す。壬辰（28）、太后は不豫なり、給事中の欒城の**閻朝隱**を遣わして少室山に禱らしむ。朝隱は自ら犠牲と為り、沐浴して俎上に伏し、太后の命に代わらんと請う。太后の疾は小しく愈え、厚く之を賞す。丁酉（33）、緱氏より還る。

**吐蕃**■**[吐蕃の内乱、贊婆の来降]**初め、吐蕃の**贊普**（ツェンポ）の**器弩悉弄**（ティ・ドゥーンソン在位 676-704）は尚ほ幼なり、**論欽陵**（ガル・ティンリンツェンジュ・欽陵贊卓）の兄弟は事を用い、皆な勇略有り、諸胡は之を畏る。欽陵は中に居りて政を乗り、諸弟は兵を握り分れて方面に據り、**贊婆**（祿東贊（噶爾・東贊域松）の第三子）は常に東邊に居り、中國の患を為す者は三十餘年。**器弩悉弄**は浸く長じ、陰に大臣の**論巖**と與に之を誅せんと謀る。會々**欽陵**は外に出で、**贊普**は詐りて、

「出でて敗す」

と雲い、兵を集め**欽陵**の親黨二千餘人を執り、之を殺し、遣使して**欽陵**兄弟を召き、**欽陵**等は兵を擧げて命を受けず。**贊普**は兵を將いて之を討つ、**欽陵**の兵は潰え、自殺す。夏、四月、**贊婆**は所部千餘人を帥いて來降し、太后は右武衛鎧曹參軍の**郭元振**に命じて河源軍大使の**夫蒙令卿**と與に騎を將いて之を迎えしむ、**贊婆**を以て特進、歸德王と為す。**欽陵**の子の**弓仁**は、統べる所の七千帳を以て來降し、左玉鈐衛將軍、酒泉郡公に拜す。

■**突厥** **吐蕃**壬辰（28）、**魏元忠**以て并州長史を檢校せしめ、天兵軍大總管に充て、以て突厥に備えしむ。**婁師德**を天兵軍副大總管と為し、仍ほ隴右諸軍大使に充て、専ら吐蕃の降る者を懷撫するを掌らしむ。

■**[太后の高齡問題]**太后の春秋は高く、身後に太子が**諸武**と相い容れざるを慮る。壬寅（38）、太子、相王、太平公主に命じて**武攸暨**等と誓文を為り、天地に明堂を告げしめ、之を鐵券に銘じ、史館に藏す。

■秋、七月、建安王の**武攸宜**に命じて西京に留守し、會稽王の**武攸望**に代わらせしむ。

■**吐谷渾**丙辰（52）、吐谷渾の部落一千四百帳は内附す。

■八月、癸丑（49）、突騎施の**烏質勒**（西突厥の別種、初め斛瑟羅の下に隸し、莫賀達干と号す。後に斛瑟羅は入朝す。其の地は烏質勒の併す所と為る）は其の子の**遮弩**を遣わして入見せしむ。侍御史の元城の**解琬**を遣わして（12-057p）**烏質勒**及び十姓部落を安撫せしむ。

■制す、

「州縣の長吏の、敕旨を奏有するに非ざれば、<sup>ほしいまま</sup>擅に碑を立てるを得る<sup>なか</sup>母れ。」

■**[王及善を文昌左相とす]**内史の**王及善**は學術無きと雖も、然も清正にして奪い難く、大臣之節有り。**張易之**の兄弟は毎に内宴に侍し、復た人臣の禮無し。**及善**は屢々奏して以て不可と為す。太后は悦ばず、**及善**に謂って曰く、

「卿は既に高年なり、宜しく更に游宴に侍すべからず、但だ閣（省閣なり）中を檢校するも可也。」

**及善**は因りて病と稱し、假を謁（<sup>ひま</sup>新唐書本傳には請に作る）うこと月餘。太后は問わず。**及善**は歎じて曰く、「豈に中書令有り而して天子は一日も見ざる可けん乎？事知る可し矣！」

乃ち上疏して骸骨を乞い、太后は許さず。庚子（36）、**及善**を以て文昌左相と為し、太子の宮尹の**豆盧欽**

望を文昌右相と為し、仍ほ並びて同鳳閣鸞台三品とす。鸞台侍郎、同平章事の**楊再思**は罷めて左台大夫（即ち左御史大夫）と為す。丁未（43）、相王は檢校安北大都護を兼ねる。天官侍郎の**陸元方**を以て鸞台侍郎、同平章事と為す。

■ **〔婁師徳の人となり、太后は狄仁傑を諭す〕** 納言、隴右諸軍大使の**婁師徳**は薨ず。**師徳**は河隴に在ること、前後四十餘年、恭勤して怠らず、民夷は之に安んず。性は沉厚寛恕にして、**狄仁傑**之入りて相なる也、**師徳**は實に之を薦める。而るに**仁傑**は知らず、意は頗る**師徳**を輕んじ、數々之を外に擠す。**太后**は之を覺り、嘗て**仁傑**に問いて曰く、

「**師徳**は賢なる乎？」

對えて曰く、

「將と為り能く謹みて邊陲を守る、賢は則ち臣は知らず。」

又た曰く、

「**師徳**は人を知る乎？」

對えて曰く、

「臣は嘗て同僚なり、未だ其の人を知るを聞かざる也。」

**太后**は曰く、

「朕之卿を知るは、乃ち**師徳**の薦める所也、亦た人を知ると謂う可し矣。」

**仁傑**は既に出で、歎じて曰く、

「**婁公**は盛徳なり、我は其の包容する所と為ること久し矣、吾は其の際を窺うを得ざる也。」

是の時羅織（無罪の人を罪におとし入れる）は紛紜たり、**師徳**は久しく將相為り、獨り能く功名を以て終わる、人は是を以て之を重んず。

■ 戊申（44）、**武三思**を以て内史と為す。

■ 九月、乙亥（11）、**太后**は福昌（東都に属す。本は宜陽縣。武徳二年に名を更む。隋の福昌宮に因りて県に名づける。河南省洛陽市宜陽縣西六十里、現・洛陽市宜陽縣）に幸す。戊寅（14）、**神都**に還る。

■ 庚子（36）、**邢貞公**の**王及善**は薨ず。

■ **〔濟源の洪水〕** 河は溢れ、**濟源**（もと春秋の時の原邑。漢は河東垣縣の界に属す。隋の開皇十六年に濟源縣を置き懷州に属す、河南省濟源市の山西省との界）の百姓の廬舎千餘家を漂わす。

■ **吐蕃**冬、十月、丁亥（23）、**論贊婆**は都に至り、**太后**は寵待し賞賜甚だ厚く、以て右衛大將軍と為し、其の衆を將いて洪源谷（涼州昌松縣、甘肅省甘涼道古浪縣の西、現・武威市古浪縣）を守ら使む。

■ 太子、相王の諸子は復た閣に出ずる。

■ **〔儒学輕視の風潮〕** **太后**は稱制より以來、多く**武氏**の諸王及び駙馬都尉を以て成均祭酒と為す、博士、助教も亦た多く儒士に非ず。又た郊丘（園丘を南郊に祭る。萬象神宮を享し、及び通天宮を享するは皆明堂なり）、明堂、洛を拜し（垂拱四年）、嵩に封じる（萬歲通天元年）に因りて、弘文國子生を取りて齋郎（神官、豆籩を執り、樽彝盥洗を奉じ、以て祭祠の事を供す）と為し、因りて選補を得る。（12-058p）是に由りて學生は復た業を習わず、二十年間、學校は殆んど廢す、而して向時に酷吏の誣陷する所の者、其の親友は流離し、未だ原宥を獲ず。鳳閣舍人の**韋嗣立**は上疏し、以為く、

「時の俗は侵く儒學を輕んじ、先王之道は、弛廢して講せず。宜しく王公以下の子弟をして、皆な國學に入ら令め、它岐を以て仕進するを聽さざるべし。又た、揚、豫より以來（徐敬業は兵を揚州に起し、越王貞は兵を

豫州に起すをいう)、制獄は漸く繁く、酷吏は間に乗り、専ら殺人して以て進を求めんと欲す。陛下の聖明なるに頼り、周(周興、天授二年に流死)、丘(丘神勳、天授二年に誅殺)、王(王弘義、延載元年に誅殺)、來(來俊臣、神功元年に誅殺)は相い繼ぎて誅殛せられ、朝野は慶泰し、再び陽和を睹るが若し。仁傑、元忠の如きに至りては、往に按鞫に遭い、亦た皆な自ら誣い、陛下の明察なるに非ざれば、則ち已に菹醢(塩づけの野菜とししびしお)と為らん矣。今陛下は升せ而して之を用い、皆な良輔為り。何ぞ乃ち前に非にし而して後に是ならん哉? 誠に枉陷と甄明とに由る耳。臣は恐る、向之冤を負い罪を得る者は甚だ衆し、亦た皆な是くの如し。伏して望むは陛下は天地之仁を弘め、雷雨之施しを廣め、垂拱より以來、罪は輕重と無く、一に皆な昭洗し、死者は官爵を追復し、生者は郷里に還るを聽さん。此くの如く、則ち天下は皆な昔之枉濫は、陛下之意に非ず、皆な獄吏之辜なるを知り、幽明歡欣し、和氣を感通せん。」

太后は従う能わず。

■ **[嗣立の意味]** 嗣立は、承慶之異母弟也。母は王氏、承慶を遇すること甚だ酷なり、承慶を杖つ毎に、嗣立は必ず衣を解き代わらんと請う。母は許さず、輒ち私に自ら杖つ、母は乃ち之が為に漸く寛くす。承慶は鳳閣舍人と為し、疾を以て職を去る。嗣立は時に萊蕪(萊蕪縣は漢には泰山郡に属す。晋は廢す。北魏は古城に於いて羸縣を置く。唐の貞觀の初め、廢して博城縣に入る。后は復た廢羸縣に於いて萊蕪縣を置き、兗州に属す。山東省濟南道萊蕪縣、現・濟南市萊蕪縣)の令と為る、太后は召して謂って曰く、

「卿が父は嘗て言えり、『臣は兩兒有り、陛下は事えるに堪える。』卿の兄弟は官に在り、誠に父の言の如し。朕は今卿を以て兄に代わらしめ、更に它人を用いず。」

即日鳳閣舍人に拜す。

**[突厥]** **[突厥の側近人事]** 是の歲、突厥の默啜は其の弟の咄悉訇を立てて左廂察と為し、骨篤祿の子の默矩を右廂察と為し、各々兵二萬餘人を主らしむ。其の子の訇俱を小可汗と為し、位は兩察の上に在り、處木昆等の十姓の、兵四萬餘人を主らしめ、又た號して拓西(處木昆等の十姓は突厥の所部なり、故に拓西という)可汗と為す。

## 則天順聖皇后中之下久視元年(庚子、公元700年)

■ **[吉項の左遷]** 正月、戊寅(14)、内史の武三思は罷めて特進、太子の少保と為す。天官侍郎、平章事の吉項は安固の尉に貶せらる。

■ **[太后は太宗に壯とされる]** 太后は項が干略有るを以て、故に委ねて腹心を以てす。項は武懿宗と趙州之功を太后の前に争う。項は魁岸にして辯口あり、懿宗は短小にして偃僂(せむし)なり、項は懿宗を視、聲氣凌厲なり。太后は是に由り悦ばずして、曰く、

「項は朕が前に在りて、猶ほ我が諸武を卑しむ、況んや異時をや詎ぞ倚る可けん邪!」(12-059p)

他日、項は事を奏し、方に古を援き今を引き、太后は怒りて曰く、

「卿の言う所は、朕は之を聞くに飫きる、多く言う無かれ!太宗に馬有り名は師子驄という、肥逸にして能く調馭する者無し。朕は宮女と為りて側に侍り、太宗に言つて曰く、『妾は能く之を制せん、然れども三物を須いる、一は鐵鞭、二は鐵撻(鉄の笞)、三は七首。鐵鞭之を撃ちて服さざれば、則ち撻を以て其の首を撻たん、又た服さざれば、則ち七首を以て其の喉を斷たん。』太宗は朕之志を壯とす。今日卿は豈に朕が七首を汚すに足らん邪!」

項は惶懼して流汗し、拜伏して生を求め、乃ち止む。諸武は其の太子に附くを怨み、共に其の弟の官事を

冒すを發き、是に由りて坐して貶せらる。

■ **[吉瑒の辞する一言]** 辭する日、召見するを得、涕泣して言つて曰く、

「臣は今遠く闕庭を離れ、永く再見之期無からん、願わくは一言を陳ぜん。」

太后は之に坐を命じ、之を問ひ、瑒は曰く、

「水土を合わせて泥を為せば、争う有る乎？」

太后は曰く、

「之れ無し。」

又た曰く、

「半ばを分けて佛と為せば、半ばを天尊と為せば、争う有り乎？」

曰く、

「争う有り矣。」

瑒は頓首して曰く、

「宗室、外戚各々其の分に當れば、則ち天下は安し。今太子は已に立ち而して外戚は猶ほ王為り、此れ陛下は之を驅り他日必ず争わ使むなり、兩つながら安きを得ざる也。」

太后は曰く、

「朕も亦た之を知る。然れども業すゝに已に是くの如し、何如ともす可からず。」

■ 臘月、辛巳 (17)、故の太孫の重潤を立てて邵王と為し、其の弟の重茂を北海王と為す。

■ **[陸元方は旨に忤う]** 太后は鸞台侍郎、同平章事の陸元方に問うに外事を以てし、對えて曰く、

「臣は位に宰相に備わり、大事有れば敢えて以て聞せざるにあらず。人間の細事は聖聽を煩わすに足らず。」

是に由りて旨に忤う。庚寅 (26)、罷めて司禮卿 (光宅に太常卿を改めて司禮卿とす) と為る。

■ **[元方は清謹]** 元方の人と為りは清謹にして、再び宰相と為り、太后は遷除する有る毎に、多く之に訪う、元方は密封して以て進め、未だ嘗て漏露せず。臨終に、悉く奏稿を取りて之を焚き、曰く、

「吾は人に於いて陰徳多し、子孫は其れ未だ衰えざる乎！」

■ **突厥** 西突厥の竭忠事主可汗の斛瑟羅を以て平西軍大總管と為し、碎葉に鎮せしむ。

■ 丁酉 (33)、狄仁傑を以て内史と為す。

■ 庚子 (36)、文昌左丞の韋 (書×) 巨源を以て納言と為す。

■ 乙巳 (41)、太后は嵩山に幸す。春、一月、丁卯 (3)、汝州之温湯に幸す。戊寅 (14)、神都に還る。三陽宮 (洛陽より 160 里) を告成 (萬歳登封元年に東都陽城縣を改めて告成と曰う。神嶽を祀り、成を告げるを以てなり。河南省河洛道登封縣の東南 35 里) 之石淙に作る。

■ 二月、乙未 (31)、同鳳閣鸞台三品の豆盧欽望は罷めて太子の賓客と為る。

■ **吐谷渾** 三月、吐谷渾の青海王の宣超 (諸曷鉢の孫) を以て烏地也拔勤忠可汗と為す。

■ **[狄仁傑は太后を諫める]** 夏、四月、戊申 (44)、太后は三陽宮に幸して避暑し、胡僧有り車駕を邀え捨利を葬るを觀しめ、太后は之を許す。狄仁傑は馬前に跪きて曰く、

「佛者戎狄之神なり、以て天下之主を屈するに足らず。(12-060p) 彼の胡僧は詭譎にして、直ただに萬乘を邀え致し、以て遠近之人を惑わさんと欲する耳。山路險狹にして、侍衛を容れず、萬乘の宜しく臨むべき所に非ざる也。」

太后は中道にし而して還りて、曰く、

「以て吾が直臣之氣を成す。」

■五月、己酉（45-45+1=1日）朔、日之を食する有り。

■太后は洪州の僧の胡超をして長生薬を合わせ使め、三年而して成り、費やす所巨萬。太后は之を服し、疾は小しく瘳える。癸丑（49-45+1=5日）、天下に赦し、改元して久視とす。天冊金輪大聖之號を去る。

■**[太后が美少年を集めるを批判]** 六月、控鶴を改めて奉宸府と為し、張易之を以て奉宸令と為す。太后は内殿の曲宴の毎に、輒ち諸武、易之及び弟の秘書監の昌宗を引き飲博嘲諷す。太后は其の跡を掩わんと欲し、乃ち易之、昌宗に命じ文學之士の李嶠等と與に《三教珠英》を内殿に修めしむ。武三思は奏す、  
「昌宗は乃ち王子の晉の後身なり。」

太后は昌宗に命じて羽衣を衣、笙を吹き、木鶴に庭中に乗らしむ。文士は皆な詩を賦し以て之を美とす。太后は又た多く美少年を選んで奉宸内供奉と為し、右補闕の朱敬則は諫めて曰く、

「陛下の内寵は易之、昌宗有れば、足らん矣。近ごろ聞くに左監門衛長侯祥等は、明らかに自ら媒術（進身を求める）し、丑慢して恥じず、奉宸内供奉と為らんと求め、無禮無儀、朝聽に溢れる。臣の職は諫諍に在り、敢えて奏せざるにあらず」

太后は之を勞して曰く、

「卿が直言するに非ざれば、朕は此を知らざるなり。」

彩百段を賜う。

■易之、昌宗は競いて奢侈を以て相い勝らんとす。弟の昌儀は洛陽令と為る、請屬の従わざる無し。嘗て早に朝するに、選人の姓の薛というもの有り、金五十兩並びに狀を以て其の馬を邀え而して之を賂す。昌儀は金を受け、朝堂に至り、狀を以て天官侍郎の張錫に授ける。數日にして、錫は其の狀を失い、以て昌儀に問い、昌儀は罵りて曰く、

「事を了せざる人！我は亦た記せず、但だ姓薛という者は即ち之に與えよ。」

錫は懼れ、退きて、銓に在る姓の薛という者六十餘人を索め、悉く留めて官に注す。錫は、文瓘之兄之子也。

■**契丹** **[契丹の將の李楷固・駱務整の來降]** 初め、契丹の將の李楷固は、善く榻（糸篇の字、繩にて網を作り、物にかけて捕える）索を用い及び騎射し、槊を舞わし、陳を陥る毎に、鶻の鳥群に入るが如く、向かう所披靡す。黄獐之戦いに、張玄遇、麻仁節は皆な榻（糸篇の字）する所と為る。又た駱務整という者有り、亦た契丹の將と為り、屢々唐兵を敗る。孫萬榮が死するに及び、二人は來降す。有司は其の後れて至るを責め、奏して之を族せんと請う。狄仁傑は曰く、

「楷固等は並びて驍勇絶倫なり、能く力を事える所に盡す、必ず能く力を我に盡さん。若し之を撫するに徳を以てすれば、皆な我が用と為らん矣。」

奏して之を赦さんと請う。親しむ所は皆な之を止む、仁傑は曰く、

「苟くも國に利あれば、豈に身の謀を為さんや！」

太后は其の言を用い、之を赦す。又た之に官を與えんと請い、太后は楷固を以て左玉鈐衛將軍と為し、務整を右武威衛將軍と為し、兵を將いて契丹の餘黨を撃た使め、(12-061p) 悉く之を平ぐ。

令和7年2月26日 翻訳開始 11490文字

令和7年3月26日 翻訳終了 23897文字